

そうだんし え んじぎょうしょ
相談支援事業所 あゆうと

じゅうようじ こうせつめいしょ
重要事項説明書

しゃかいふく しほうじん さち
社会福祉法人 幸

そうだんし えん じぎょうしょ じゅうようじ こうせつめいしょ
相談支援事業所 あゆうと 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要

や提供されるサービス内容、契約上ご注意くださいことをサービス利用希望者に対して

説明するものです。

1. 事業者

めいしょう 名称	しゃかいふくしほうじん さち 社会福祉法人 幸
しょざいち 所在地	ひょうごけん ひめじし おおつく き び 780 ばんち 兵庫県姫路市大津区吉美780番地
でんわばんごう 電話番号	079-274-7530
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちょう かな じ 理事長 金治 ゆかり
せつりつねんがっぴ 設立年月日	へいせい14ねん7がつ1にち 平成14年7月1日

2. 事業所の概要

じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	そうだんし えん じぎょうしょ 相談支援事業所 あゆうと
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	ひょうごけん い ぼ ぐん たいしちょうかみおおだ 兵庫県揖保郡太子町上太田923-1
でんわ F A Xばんごう 電話・FAX番号	079-276-7410 FAX 079-276-7412
めーるあどれす メールアドレス	ayuuto@athena.ocn.ne.jp
かんりしゃ 管理者	かな じ 金治 ゆかり
じぎょう じっしちいき 事業の実施地域	たいしちょう し ひめじし 太子町、たつの市、姫路市

じぎょう もくてき 事業の目的・ うんえいほうしん 運営方針	して いけいかく そうだん し えん りようしゃ じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ 1 指定計画相談支援は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を いとなむ りようしゃ しんしん じょうきよう お か れ て かんきょうどう 営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に おうじて りようしゃ せんたく もとづき てきせつ ほけん いりよう ふくし きょういく しゅうろうし えん 応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育、就労支援 など さーびす たよう じぎょうしゃ そうごうてき こうりつてき ていきよう 等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう はいりよ おこないます 配慮して行います。 して いけいかく そうだん し えん りようしゃ ていきよう ふくし さーびす とう とくてい 2 指定計画相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の しゅるいまた とくてい じぎょうしゃ ふとう かたよる こうせいちゅうりつ 種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に おこないます 行います。 しちよう ふくし さーびす じぎょうしゃ れんけい はかり ちいき ひつよう しゃかい 3 市町、福祉サービス事業者との連携を図り、地域において必要な社会 しげん かいぜん および かい はつ つとめる みずから ていきよう じぎょう ひょうか 資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する事業の評価を おこない つねに かいぜん は かります 行い、常にその改善を図ります。 かんけいほうれいどう じゅんしゅ 4 関係法令等を遵守します。
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい25ねん4がつ1にち 平成25年4月1日

3. 職員しよくいんの体制たいせい

しよくしゅ 職種	しよくわないう 職務内容
かんりしゃ 管理者 じょうきん (常勤1人)	じゅうぎょうしゃ かんり して いけいかく そうだん し えん りよう もうしこみ かわるちようせい ぎょうむ じっし 従業員の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施 じょうきよう はあくそのた かんり いちげんてき おこないます じゅうぎょうしゃ かんけいほうれいどう 状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業員に関係法令等 きてい じゅんしゅ ひつよう し き めいれい おこないます の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

そうだんし えん せんもんいん 相談支援専門員	(きほんそうだんし えん)りようしゃどう そうだん おうじ じょうほう ていきようどう おこない しちょうそん 【基本相談支援】利用者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村
そうだんいん 相談員	ふくし さーび す じぎょうしゃどう れんらくちようせい や福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。
じょうきん 1 にんじよう (常勤1人以上)	(さーび すどうりようけいかくまた じどうし えんりようけいかく さくせい) ふくし さーび すどう 【サービス等利用計画又は児童支援利用計画の作成】福祉サービス等の しきゅうけっていどう しんせい かかわるさーび すどうりようけいかくまた じどうし えんりようけいかく 支給決定等の申請に係るサービス等利用計画又は児童支援利用計画の げんあん さくせい しきゅうけっていどう おこなわれたあと かんけいしゃ れんらくちようせい 原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整 おこない さーび すどうりようけいかくまた じどうし えんりようけいかく さくせい おこないます を行い、サービス等利用計画又は児童支援利用計画の作成を行います。 (も に た り ん ぐ) しきゅうけっていどう ゆうこうきかんない りようしゃ けいぞく ふくし 【モニタリング】支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して福祉 さーび すどう てきせつ りよう さーび すどうりようけいかくまた じどう サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画又は児童 し えんりようけいかく てきせつ みなおし おこないます みなおし 支援利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直し けっか もとづき さーび すどうりようけいかくまた じどうし えんりようけいかく へんこう の結果に基づき、サービス等利用計画又は児童支援利用計画を変更すると かんけいしゃ れんらくちようひとしました あらた しきゅうけっていどう かかわるしんせい かんしょう もに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を おこないます 行います。

じぎょうしょ えいぎょうび およびえいぎょうじかん 4. 事業所の営業日及び営業時間

えいぎょうび 営業日	げつ どようび 12がつ30にち 1がつ4か じぎょうしょ してい きゅうぎょうび のぞく 月～土曜日(12月30日～1月4日と事業所の指定する休業日を除く)
えいぎょうじかん 営業時間	ごぜん8じ30ふん ごご5じ30ふん 午前8時30分から午後5時30分
さーび すていきょうじかん サービス提供時間	ごぜん8じ30ふん ごご5じ30ふん 午前8時30分から午後5時30分

5. 相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画又は児童支援利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又はその家族によるサービスの選択に資するよう、地域における指定福祉サービス事業者、指定通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。



利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。



把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は児童支援利用計画の原案を作成し、利用者又はその家族に交付します。



しきゅうけつていどう おこなわれたあと しきゅうけつていどう ないよう ふ へんこう おこな さーび すどうりようけいかく
支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画

また じどうしえんりようけいかく げんあん ふくし さーび すどう たんどうしゃ しょうしゅう さーび す
又は児童支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス

たんどうしゃ か いぎ か いさい けいかく げんあん ないよう せつめい たんどうしゃ せんもんてき けんち
担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地から

いけん もとめます
の意見を求めます。



たんどうしゃ せんもんてき けんち いけん もとめた さーび すどうりようけいかく じどうしえんりよう
担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画または児童支援利用

けいかく げんあん ないよう りようしゃまた かぞく たいしてせつめい ぶんしょ りようしゃまた
計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又はその

かぞく どうい え たうえ さーび すどうりようけいかくまた じどうしえんりようけいかく かんせい りようしゃおよび
家族の同意を得た上で、サービス等利用計画又は児童支援利用計画を完成し、利用者及びそ

かぞくならび ふくし さーび すどう たんどうしゃ こうふ
の家族並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

さーび すどうりようけいかくまた じどうしえんりようけいかく もにたりんぐ じっし
(2) サービス等利用計画又は児童支援利用計画のモニタリングを実施します。

けいかく じっしじょうきょう
計画の実施状況の

はあくおよびけいかく へんこう
把握及び計画の変更

など
等

りようしゃおよび かぞく ふくし さーび すどう じぎょうしゃ れんらく けいぞくてき
利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に

おこないつつ さくせい さーび すどうりようけいかくまた じどうしえんりようけいかく
行いつつ、作成したサービス等利用計画又は児童支援利用計画の

じっしじょうきょう はあく ひつよう おうじてけいかく へんこう かんけいしゃ ちょうせい
実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行い

ます。また、あらた しきゅうけつていどう ひつよう みとめられる ばあい
ます。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、

りようしゃまた かぞく たいし しきゅうけつていなど かかわるしんせい かんしょう
利用者又はその家族に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を

おこないます
行います。

にゅうしょし せつとう しょうかい 入所施設等への紹介 また ちい せい かつ 又は地域生活への い こう かかわるじょうほうていきょう 移行に係る情報提供	りようしゃ きょたく にちじょうせいかつ いとなむ こんなん ばあい また 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又 りようしゃ にゅうしょし せつとう にゅうしょ きぼう ばあい しょうかい おこないます は利用者が入所施設等への入所を希望する場合は、紹介を行います。
---	---

6. 利用料金

そうだんし えん りようりょう 相談支援利用料	りようしゃ ふたん がく はっせい 利用者負担額は発生しません。＊
こうつう ひ 交通費	つうじょう じぎょう じっしち いきいがい ちい き きょたく ほうもん そうだんし えん 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して相談支援を ていきょう さい じっぴ 提供した際には、その実費をいただきます。 こうきょうこうつうきかん りよう ばあい こうきょうこうつうきかん さだめ るんちん ●公共交通機関を利用した場合・・・公共交通機関の定める運賃 まる じぎょうしゃ じどうしゃ しょう ばあい 15 えん ●事業者の自動車を使用した場合・・・1kmあたり15円

＊相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）

場合は、相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供

証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町に相談支援給付費の支給を申請してください。

7. 利用料金の支払い方法

交通費については一回ごとに計算し、請求書をお渡しします。利用当日に担当者に現金で

お支払いください。

8. サービス提供の記録

相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。

また、利用者が他の相談支援事業所の利用を希望する場合、その他申し出があった場合には、

直近のサービス等利用計画又は児童支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所 相談窓口	- 窓口担当者 加藤 由子 - ご利用時間 8:30～ 17:30 - 電話番号 079-276-7410 ファックス 079-276-7412 - 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
苦情解決責任者	金治 ゆかり (職名) 管理者

(2) 行政機関その他苦情受付機関

兵庫県福祉サービス 運営適正委員会	- 所在地: 神戸市中央区坂口通2丁目1-18 - 兵庫県福祉センター内 - 電話番号: 078-242-6868 ファックス: 078-271-1709
----------------------	---

だいさんしゃいいん 第三者委員	まつもと あきお 松本 暁男	でんわばんごう 電話番号
	いのうえ しょうぞう 井上 昭三	でんわばんごう 電話番号

10. ぎゃくたい ぼうし 虐待の防止のための措置

ほんじぎょうしょ りようしゃ たいするぎゃくたい そうき はっけん じんそく てきせつ たいおう はかる つぎ
本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の

そ ち こうじて
措置を講じています。

(1) ぎゃくたい ぼうし かんするせきにんしゃ せんてい
虐待の防止に関する責任者の選定

(ぎゃくたいぼうしせきにんしゃ) かんりしゃ かな じ
【虐待防止責任者】管理者 金治 ゆかり

(2) せいねんこうけん せいど りようしえん
成年後見制度の利用支援

(3) くじょうかいけつたいせい せいび
苦情解決体制の整備

(4) じゅうぎょうしゃ たいするぎゃくたい ぼうし けいはつ ふきゅう けんしゅう じっし
従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

ねん がつ にち
年 月 日

して いけいかくそうだんし えん ていきょう りようしゃ たいていけいやくしよおよびほんしよめん もとづいて じゅうよう
指定計画相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な

じこう せつめい おこないました
事項の説明を行いました。

じ ぎょうしゃめい しゃかいふくしほうじん さち りじちよう かな じ いん
事業者名 社会福祉法人 幸 理事長 金治 ゆかり 印

せつめいしゃしめい しょくめい いん
説明者氏名 (職名) 印

わたし けいやくしよおよびほんしよめん じ ぎょうしゃ して いけいかくそうだんし えん ていきょう じゅうよう じこう
私は、契約書及び本書面により、事業者から指定計画相談支援の提供にあたり、重要な事項

せつめい う け どうい
の説明を受け、同意しました。

りようしゃ じゅうしょ
利用者(住所)

しめい いん
(氏名) 印

だいにんどう じゅうしょ
代理人等(住所)

しめい いん
(氏名) 印

ぞくがら
(続柄)

個人情報使用同意書

わたしおよび かぞく こじんじょうほう つぎ きさい ひつようさいしょうげん はんい ない
私 及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で

しよう どうい
使用することを同意します。

記

1. 使用する目的

じぎょうしゃ してい けいかく そうだん し えん ていきょう ふくし さーび す どう えんかつ じっし おこなう
事業者が、指定計画相談支援の提供にあたり、福祉サービス等を円滑に実施するために行う

さーび す たんどうしゃ か いぎ どう ひつよう ばあ い
サービス担当者会議等において必要な場合。

2. 使用にあたっての条件

こじんじょうほう ていきょう きさい もくてき はんい ない ひつようさいしょうげん と め じょうほうていきょう さい
個人情報の提供は、1. に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には

かんけいしや いが い けっして も れ る さいしん ちゅうい はらう
関係者以外に決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3. 個人情報の内容

し め い じゅうしょ けんこうじょうたい びょうれき かてい じょうきょう など じぎょうしゃ そうだん し えん おこなう さいてい いげん ひつよう
・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な

りようしゃ かぞく こじん かんする じょうほう
利用者や家族個人に関する情報。

にんてい ちょうさ ひょう しゅじ い いけんしよ にんてい しんさかい はんてい いけっか いけん にんてい いけっか つうちしよ
・認定調査票、主治医意見書、認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）

そ の た じょうほう
・その他の情報

こじんじょうほう りようしゃ こじん および かぞく かんする じょうほう とくてい こじん しきべつ また
*「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は

しきべつ され う る
識別され得るものをいいます。

ねん がつ にち
年 月 日

あてさき しゃかいふくしほうじん さち そうだんし えんじぎょうしょ
(あて先) 社会福祉法人 幸 相談支援事業所 あゆうと

りようしゃ じゅうしょ
利用者 (住所) _____

しめい いん
(氏名) _____ 印

だいにりにんどう じゅうしょ
代理人等 (住所) _____

しめい いん
(氏名) _____ 印

ぞくがら
(続柄) _____